

## 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業職員の給与費に関する状況について、次のとおり公表します。

### «水道事業»

#### (1) 職員給与費の状況

##### ① 決算

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年 度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 7,320,019	千円 457,213	千円 469,280	% 6.4	% 6.9

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費 152,850 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 89	千円 330,255	千円 75,442	千円 140,455	千円 546,152	千円 6,137	千円 —

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。

2. 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）を含み、会計年度任用職員を含みません。
3. 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
4. 類似団体の平均一人当たり給与費については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

#### (2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 40.7	円 353,683	円 527,320

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2. 類似団体の平均年齢、基本給、平均月収額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富山市	
一人当たりの平均支給額（令和6年度）	
1,416千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分
(1.4月分)	(1.0月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階による加算措置	
5～10%	

(注) 1. 管理職を除く支給状況です。

2. ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

3. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

富山市		
一人当たりの平均支給額（令和4年度～令和6年度）		
自己都合	668千円	
応募認定・定年		
(支給率)	(自己都合)	(応募認定・定年)
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～65,000円) × 60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

2. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

地域手当支給実績（令和6年度決算）	10,580千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	118,878円		
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	89人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
令和6年度	千円 3,548	円 72,406	% 53.8

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（令和7年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
未納料金等整理手当	料金課、給排水サービス課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	千円 239	日額 300円
公衆衛生業務手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1) 感染症防疫作業の業務に従事したとき (2) 特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したとき	千円 0	(1)日額 300円 (2)日額 4,000円
現場監督技術指導手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	千円 279	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	千円 1,377	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	千円 201	日額 250円
用地交渉手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	千円 0	日額 500円
緊急出動手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	千円 1,372	1回当たり 2,000～2,200円

下水道施設管理業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1)下水道の管渠、ポンプの清掃業務に従事したとき (2)浄化センター業務に従事したとき	0	千円 (1)日額 800円 (2)日額 250円
災害対策業務手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	79	千円 日額 800円
災害応急作業等手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター及び水橋浄化センターに勤務する職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う避難所運営等に係る業務に従事したとき	0	千円 日額 710円 1,065円 (深夜)

#### ⑥ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
令和6年度	千円 27,008	円 369,976
令和5年度	千円 25,726	円 325,649

- (注) 1. 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。  
 2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### ⑦ その他の手当（令和7年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 3,000円 (2)子 1人につき 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,200円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき 6,500円	千円 11,339	円 241,255
住居手当	借家等 ・ 家賃 23,000円以下の場合 手当額 = 家賃 - 12,000円 ・ 家賃 23,000円を超える場合 手当額 = 11,000円 + (家賃 - 23,000円) / 2 (最高限度額月 28,000円)	千円 4,486	円 249,211

通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月 150,000 円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円～24,200 円	千円 7,662	円 88,068
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 104,200 円以内を支給	千円 11,072	円 692,025
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 506	円 16,870
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 2	円 2,028
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000 円＋加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 8,000～70,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・ 庁舎、設備の保全等 1回 4,400 円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・ 6 時間以下の場合 1回 6,000 円～12,000 円 ・ 6 時間超の場合 1回 9,000 円～18,000 円 ②平日深夜 1回 3,000 円～6,000 円	千円 0	円 0

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

«工業用水道事業»

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年 度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 301,145	千円 147,160	千円 25,710	% 8.5	% 8.5

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 4	千円 16,314	千円 2,098	千円 7,314	千円 25,726	千円 6,432	千円 —

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。

2. 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）を含み、会計年度任用職員を含まない。
3. 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
4. 類似団体の平均一人当たり給与費については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 38.0	円 357,326	円 531,986

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富山市	
一人当たりの平均支給額（令和6年度）	
1,590千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分
(1.4月分)	(1.0月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階による加算措置	
5～10%	

(注) 1. 管理職を除く支給状況です。

2. ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

3. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

富山市		
一人当たりの平均支給額（令和4年度～令和6年度）		
自己都合		93千円
応募認定・定年		
(支給率)	(自己都合)	(応募認定・定年)
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～65,000円) × 60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

2. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

地域手当支給実績（令和6年度決算）	523千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	130,853円		
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	4人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
令和6年度	千円 59	円 29,725	% 50

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（令和7年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
未納料金等整理手当	料金課、給排水サービス課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	千円 37	日額 300円
公衆衛生業務手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1) 感染症防疫作業の業務に従事したとき (2) 特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したとき	千円 0	(1)日額 300円 (2)日額 4,000円
現場監督技術指導手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	千円 0	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	千円 0	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	千円 22	日額 250円
用地交渉手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	千円 0	日額 500円
緊急出動手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	千円 0	1回当たり 2,000～2,200円

下水道施設管理業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1)下水道の管渠、ポンプの清掃業務に従事したとき (2)浄化センター業務に従事したとき	0	千円 (1)日額 800円 (2)日額 250円
災害対策業務手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	0	千円 日額 800円
災害応急作業等手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター及び水橋浄化センターに勤務する職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う避難所運営等に係る業務に従事したとき	0	千円 日額 710円 1,065円 (深夜)

⑥ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
令和6年度	千円 204	円 67,963
令和5年度	千円 326	円 108,549

(注) 1. 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当（令和7年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 3,000円 (2)子 1人につき 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,200円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき 6,500円	千円 485	円 484,800
住居手当	借家等 ・ 家賃23,000円以下の場合 手当額=家賃-12,000円 ・ 家賃23,000円を超える場合 手当額=11,000円+（家賃-23,000円）/2 (最高限度額月28,000円)	千円 0	円 0
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月150,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月2,600円～24,200円	千円 178	円 59,200
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて104,200円以内を支給	千円 648	円 648,000
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 0	円 0

単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給  30,000 円 + 加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100Km以上の場合に 8,000~70,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・ 庁舎、設備の保全等 1回 4,400 円	千円 0	円 0
管理職員 特別勤務 手 当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・ 6 時間以下の場合 1回 6,000 円~12,000 円 ・ 6 時間超の場合 1回 9,000 円~18,000 円 ②平日深夜 1回 3,000 円~6,000 円	千円 0	円 0

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

«公共下水道事業»

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年 度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 13,498,934	千円 1,187,010	千円 321,869	% 2.4	% 2.3

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費 123,811 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 64	千円 238,890	千円 50,763	千円 104,336	千円 393,989	千円 6,156	千円 —

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。

2. 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）を含み、会計年度任用職員を含まない。
3. 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
4. 類似団体の平均1人当たり給与費については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 41.1	円 350,750	円 540,162

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2. 類似団体の平均年齢、基本給、平均月収額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富 山 市	
一人当たりの平均支給額（令和6年度）	
1,526千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分
(1.4月分)	(1.0月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階による加算措置	
5～10%	

(注) 1. 管理職を除く支給状況です。

2. ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

3. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

富 山 市		
一人当たりの平均支給額（令和4年度～令和6年度）		
自己都合	4,724千円	
応募認定・定年		
(支給率)	(自己都合)	(応募認定・定年)
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～65,000円) × 60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

2. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和8年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

地域手当支給実績（令和6年度決算）	8,733千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	126,572円		
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	69人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
令和6年度	千円 3,809	円 102,936	% 52.1

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（令和7年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
未納料金等整理手当	料金課、給排水サービス課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	千円 104	日額 300 円
公衆衛生業務手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1) 感染症防疫作業の業務に従事したとき (2) 新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	千円 0	(1) 日額 300 円 (2) 日額 3,000 円
現場監督技術指導手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	千円 359	日額 300 円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	千円 53	日額 500 円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	千円 115	日額 250 円
用地交渉手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	千円 0	日額 500 円

緊急出動手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	千円 2,094	1回当たり 2,000～2,200円
下水道施設管理業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1)下水道の管渠、ポンプの清掃業務に従事したとき (2)浄化センター業務に従事したとき	千円 1,083	(1)日額 800円 (2)日額 250円
災害対策業務手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	千円 1	日額 800円
災害応急作業等手当	経営管理課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター及び水橋浄化センターに勤務する職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う避難所運営等に係る業務に従事したとき	千円 0	日額 710円 1,065円 (深夜)

#### ⑥ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
令和6年度	千円 15,428	円 296,684
令和5年度	千円 14,496	円 268,453

(注) 1. 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### ⑦ その他の手当（令和7年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 3,000円 (2)子 1人につき 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,200円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき 6,500円	千円 8,688	円 241,342

住居手当	借家等 ・ 家賃 23,000 円以下の場合 手当額＝家賃 - 12,000 円 ・ 家賃 23,000 円を超える場合 手当額＝11,000 円 + (家賃 - 23,000 円) / 2 (最高限度額月 28,000 円)	千円 3,469	円 266,826
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月 150,000 円)  (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円～24,200 円	千円 5,998	円 90,876
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 104,200 円以内を支給	千円 12,524	円 736,729
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額 × 1.35 × 勤務時間	千円 219	円 12,179
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額 × 0.25 × 勤務時間	千円 1	円 1,262
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000 円 + 加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 8,000～70,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・ 庁舎、設備の保全等 1 回 4,400 円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・ 6 時間以下の場合 1 回 6,000 円～12,000 円 ・ 6 時間超の場合 1 回 9,000 円～18,000 円 ②平日深夜 1 回 3,000 円～6,000 円	千円 0	円 0

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。